

# 名古屋市図書館資料収集方針

## (目的)

第1条 この方針は名古屋市図書館（以下「図書館」という。）が、図書館資料（以下「資料」という。）を収集し、保存するにあたり必要な事項を定める。

## (基本方針)

第2条 図書館は公共図書館の役割にかんがみ、市民各層の要求及び社会的な動向に十分配慮して、市民の教養、調査研究、レクリエーション、日常生活等に資する資料を収集する。

2 図書館は、多様な観点にたって公平に資料を収集する。収集はそれぞれの著者の思想的、宗教的又は党派的立場にとらわれることなく行い、個人、組織又は団体からの干渉や圧力によって収集の自由を放棄したり、自己規制することはしない。なお、収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、図書館又は職員がそれを支持することを意味するものではない。

## (図書館別の収集資料)

第3条 図書館は、その施設の規模、地域性及び鶴舞中央図書館（以下「中央図書館」という。）・分館・自動車図書館の機能に応じた蔵書構成に留意し、体系的な資料収集を図る。そのため収集の調整分担を行い、本市施設等とも連携をとる。

2 分館・自動車図書館は、市民の教養の向上、レクリエーション及び日常生活に役立つ資料のほか、地域の資料及び調査研究に資するための基礎的・入門的な資料を収集する。

3 中央図書館は、分館・自動車図書館が収集する資料のほか、専門書、参考図書等の調査研究資料、その他分館・自動車図書館のサービスを補完する資料を収集する。

4 中央図書館・分館・自動車図書館は、地域の特色等に応じて、特定の分野を定めて資料を収集することができる。

5 鶴舞中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）は、全館的な資料の収集について調整する委員会をおくことができる。

## (収集の方法)

第4条 資料の収集については購入のほか、寄贈、寄託、交換、製作等も必要に応じて活用する。

2 収集する資料の決定は、職員の討議を経て館長（自動車図書館にあつては中央図書館副館長、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館にあつては千種図書館長、北図書館、楠図書館及び山田図書館にあつては西図書館長、中村図書館及び富田図書館にあつては中川図書館長、港図書館、南陽図書館及び南図書館にあつては熱田図書館長、緑図書館、徳重図書館及び天白図書館にあつては瑞穂図書館長。）が行う。

## (収集の調整分担)

第5条 図書館の資料として必要であると判断する資料は、中央図書館・分館・自動車図書館の協議により購入を調整する。

## (収集する資料)

第6条 収集する資料は、次のとおりとする。

### (1) 図書

ア 一般図書は、市民の教養、調査研究、レクリエーション、日常生活等に資するため、基礎的・入門的な図書のほか、必要に応じ専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、高度な学術書および学習参考書、テキスト類は原則として収集しない。

イ 参考図書は、市民の調査研究のために必要な辞典、事典、名鑑、目録、書誌、地図等を

幅広く収集する。

ウ 高齢者の読書活動を支援するための図書として、大活字本等を収集する。

エ 児童、青少年を対象とする図書は、児童、青少年が読書の楽しみを発見し情操を豊かにし、知識を深めるのに役立つよう各分野を幅広く収集する。

オ 外国語図書は、主として参考図書を収集し、必要に応じ他の分野のものも収集する。中央図書館では基本的図書及び名古屋、日本を紹介したものも収集する。

#### (2) 逐次刊行物

ア 新聞は、地元発行のものを中心に収集する。また、主要政党新聞は全館で、地元発行の業界紙、専門紙は中央図書館で収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童、青少年向けのものも含めて幅広く収集する。

ウ その他のものは、一般図書及び参考図書に準じて収集する。

#### (3) 地域の資料

ア 名古屋市、愛知県に関する資料（図書、新聞、雑誌、行政資料、小冊子、地図、写真、視聴覚資料等）は、中央図書館では全般にわたり、分館ではその地域のものをそれぞれ網羅的に収集する。

イ 中央図書館では東海地方に関する資料も積極的に収集する。

#### (4) 官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

イ 地方公共団体その他の公的機関が発行する資料は、地域性、その団体の規模等を考慮して必要度の高いものを収集する。

#### (5) 視聴覚資料

ア 紙芝居は児童の情操を豊かにするものを幅広く収集する。

イ 録音資料・映像資料（CD、DVD等）は、高齢者の利用にも十分考慮し、市民の教養、調査研究、レクリエーション及び日常生活等に役立つものを収集する。

#### (6) 障害者用資料

障害者の利用に供するため、点字図書、点字紙芝居、デージー図書、マルチメディアデージー図書、大活字本、さわる絵本、布の絵本等を収集する。

#### (7) 電子資料

各種電子媒体による出版物を収集する。なお、オンラインデータベース及びインターネットを活用した情報の提供にも努める。

#### (8) 小冊子その他資料

小冊子、マイクロフィルム等は、必要に応じて収集する。

（寄贈資料等）

第7条 寄贈、寄託、交換、製作等の資料についても、この方針の定めるところによる。

（保存）

第8条 図書館は、資料の長期的活用をはかるため、中央図書館を中心として資料の保存を十分に行う。

2 図書資料については、原則として図書館が受入れた図書1タイトルにつき1点の保存を図る。（細部規定）

第9条 この方針の運用にあたって必要なことは別に定める。

## 附 則

この方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 【改正等履歴】

施行日 昭和63年10月 1 日  
施行日 平成18年 4 月 1 日  
施行日 平成23年 4 月 1 日  
施行日 平成24年 4 月 1 日  
施行日 平成25年 4 月 1 日  
施行日 平成29年 4 月 1 日  
施行日 令和 5 年 4 月 1 日  
施行日 令和 5 年12月 1 日  
施行日 令和 8 年 4 月 1 日